

# 不法投棄は犯罪です

## ごみは決められたルールで出しましょう

9月24日(日)～30日(土)は、「県下一斉ごみの不法投棄防止週間」です。

ごみをみだりに投棄することは法律で禁止されており、**五年以下の懲役もしくは一千万円以下の罰金またはその併科**に処せられる重大な犯罪行為です。

また、不法に投棄されたごみであっても、投棄者が不明の場合はその土地の所有者(管理者)が処分しなければなりません。繁茂し過ぎた草木を定期的に刈るなどして、不法投棄されにくい環境を整備しましょう。



不法投棄を目撃・発見した人は、以下へご連絡ください。

粕屋警察署 ☎939-0110

問 環境課 環境衛生係 ☎932-1111 (代) FAX933-7512 (代)

# 第44回「宇美町民文化のつどい」開催

宇美町民文化のつどいは、町民の皆さんのすばらしい芸術文化の発表の場です。パンやスイーツなどのショップも出店します。皆さんの多数のご来場をお待ちしています。

▶日時 9月30日(土) 開会式 13時～  
作品展示 13時30分～17時  
舞台発表 13時30分～16時(予定)

10月1日(日) 作品展示 10時～17時  
舞台発表 10時～17時(予定)

▶場所 宇美町立中央公民館・宇美町住民福祉センター

▶内容 舞台部門(日舞・ダンス・コーラス・器楽演奏など)  
作品部門(絵画・写真・手工芸・書など)

▶入場 無料

▶主催 宇美町文化協会

▶共催 宇美町  
宇美町教育委員会

開会式に参加すると、  
先着150人に当店店舗で  
使えるチケット(200円分)を  
プレゼント



問 宇美町文化協会事務局 (毎週火・木曜日) ☎933-2784 FAX933-2741

# 猫との関わり方を考えてみませんか?

9月20日～26日は動物愛護週間です

動物愛護管理法では、国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めていただくため、9月20日(水)～26日(火)を動物愛護週間と定めています。

野良猫ではなく地域猫へ

猫は、「動物の愛護及び管理に関する法律」で愛護動物に規定されているため、個人でも行政でも駆除することはできません。「地域猫活動」は、地域に暮らす野良猫に不妊・去勢手術をして繁殖を防ぎ、地域住民がエサやりやトイレの管理をしながら、その猫の命を一代限りで全うさせる活動です。手術した猫には、管理されている猫という印として耳カットをしています。地域で発生しているごみ漁りやフン尿被害などを「地域の環境問題」としてとらえ、地域全体で取り組むことが重要です。

町では、地域猫活動を実施する活動グループに不妊・去勢手術の手術券を交付しています。詳しくは、環境課へお問い合わせください。



問 環境課 環境衛生係 ☎932-1111 (代) FAX933-7512 (代)



# 令和5年住宅・土地統計調査へのご協力をお願いします

住宅・土地統計調査とは

総務省統計局では、10月1日現在で「令和5年住宅・土地統計調査」を実施します。調査は昭和23年以来5年ごとに行われており、第16回目を迎える今回の調査では、超高齢社会を迎えている我が国における高齢者の住まい方や空き家対策の重要性が年々高まっていることを踏まえ、空き家の状況などを把握することを主な狙いとしています。

調査をお願いする世帯には、9月下旬から調査員が調査書類の配布に伺いますので、インターネット回答のほか、紙の調査票を郵送または調査員に提出する方法によりご回答をお願いいたします。

※統計調査を装った「かたり調査」にご注意ください!!  
調査員は必ず調査員証および立入検査証を携帯しています。  
怪しいなと感じたらすぐに以下の問い合わせ先へご相談ください。



詳細はこちら

問 企画財政課 政策推進係 ☎934-2247 FAX934-2371